

防災情報による「警戒レベル」・「警戒レベル相当情報」と発令基準について

災害発生のおそれがある場合には、大きく分けて二種類の情報が発表されます。その一つは、町が出す「警戒レベル」で、もう一つは、国や都道府県から出される「警戒レベル相当情報」です。

「警戒レベル」は、町が発令する避難情報等に付される数字で、災害発生のおそれの高まりに応じ、町民の方々がとるべき行動と当該行動を市民の方々に促す情報とを関連付けるものです。例えば町から警戒レベル4「避難指示」が発令されたら、対象地区の町民の方々は速やかに危険な場所から避難してください。

一方、「警戒レベル相当情報」は、国土交通省、気象庁、都道府県等が発表する防災気象情報に付されるもので、町民の皆さんが主体的に避難行動等を判断するための参考となる状況情報です。

町は防災気象情報のほか、様々な情報を踏まえて避難情報を発令するため、同じレベル相当の防災気象情報と避難情報の出るタイミングが必ずしも同時になるわけではありません。

「自らの命は自らが守る」との意識をもって、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとるように心がけましょう。

※「警戒レベル相当情報」は、太良町の一部地域に大雨や洪水などの危険がある場合であっても、太良町全域に発表されます。

太良町における保育施設等の避難情報発令時対応ガイドライン

1 目的

台風や豪雨などに伴う避難情報発令時、保育施設には、園児や保育従事者の生命と身体の安全を守るための早急な対応が求められる。そこで、太良町内において、各保育施設の存在する地区に避難情報が発令された場合の対応について、ガイドラインを定める。

2 住民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに住民がとるべき行動は次表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、【警戒レベル3（高齢者等避難）】が発令された時点で、避難行動をとるべきとされている。

避難情報等（警戒レベル）			
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	町からの避難情報等
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~			
<b>4</b>	災害のおそれ 高い	危険な場所から全員避難	避難指示
<b>3</b>	災害のおそれ あり	危険な場所から高齢者等は避難 ○避難に時間を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児等）とその支援者は避難行動をとる。 ○その他の人は、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
<b>2</b>	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水 注意報
<b>1</b>	今後気象状況 悪化のおそれ	災害の心構えを高める	早期注意情報

### 3 発令時の対応

「住民がとるべき行動」を踏まえ、【警戒レベル3～5】が発令された場合の保育施設の対応を次のとおりとする。

#### (1) 「午前6時時点で発令中」または「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

警戒レベル	避難情報	保育施設の対応	対象の施設
3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当日は休園とする。</li> <li>●保護者への休園の連絡に努める。</li> <li>●町へ休園の報告をする。</li> </ul>	発令対象地区に所在する全ての園
4	避難指示		
5	緊急安全確保		

※避難情報発令中であっても、明らかに気象状況が回復傾向であり、学校等の開校および避難解除も予測される場合は、各園の周囲の安全を確認した上で開園するものとする。

#### (2) 開園前に発令が解除された場合

- 安全を確認の上、平常保育を開始する。
- (状況によっては開園時間を遅らせたり、休園となる場合もあります。)

#### (3) 「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル	避難情報	保育施設の対応	対象の施設
3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則、あらかじめ保護者へ周知している避難場所へ園児を避難させる。ただし、他の避難場所または園内が安全と判断した場合は、その場所へ園児を避難させる。</li> <li>●保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をするように努める。</li> <li>●町に対し避難状況について報告する。</li> </ul>	発令対象地区に所在する全ての園
4	避難指示		
5	緊急安全確保		